公民	公共	公共
数学	数学	数学Ⅰ
［略］	［略］	［略］
外国語	英語	英語コミュニケーションⅠ又は学校設定科目として設けられた英語以外の外国語

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第七条第三項、附則第一条第二項及び附則第三条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

２　この省令による改正後の高等学校卒業程度認定試験規則（附則第六条において「新規則」という。）第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、令和四年四月一日以後に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。附則第四条及び附則第六条において同じ。）に入学した生徒（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第九十一条の規定（同令第百十三条第一項及び第百三十五条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程の科目を履修するものを除く。）に係る教育課程の科目を履修した者に適用する。

（高等学校卒業程度認定試験規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　高等学校卒業程度認定試験規則の一部を改正する省令（平成二十五年文部科学省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

公民	現代社会	現代社会一科目又は倫理及び政治・経済の二科目
	倫理	
	政治・経済	
数学	数学	数学Ⅰ又は工業数理基礎
［同上］	［同上］	［同上］
外国語	英語	コミュニケーション英語Ⅰ又は学校設定科目として設けられた英語以外の外国語

改正後	改正前
附　則	**附　則**
（経過措置）	（経過措置）
第二条　［略］	**第二条**　［同上］
一　数学及び理科　平成二十四年四月一日以後に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。次号において同じ。）に入学した生徒（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第九十一条の規定（同令第百十三条第一項及び第百三十五条第五項において準用する場合を含む。次条において同じ。）により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。次号において同じ。）に係る教育課程の科目を修得した者	一　数学及び理科　平成二十四年四月一日以後に高等学校に入学した生徒（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第九十一条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。次号において同じ。）に係る教育課程の科目を修得した者
二　［略］	二　［同上］
第三条　この省令による改正前の高等学校卒業程度認定試験規則（以下「旧規則」という。）別表第一欄に定める試験科目について、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校（学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第一条の規定による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校を含む。）の高等部を含む。以下この条及び次条において同じ。）において次の表の上欄に掲げる試験科目に相当する中欄に掲げる科目を修得した生徒（平成十五年四月一日から平成二十四年三月三十一日までに高等学校に入学した生徒（学校教育法施行規則第九十一条の規定により入学した生徒で平成十五年三月三十一日ま	**第三条**　この省令による改正前の高等学校卒業程度認定試験規則（以下「旧規則」という。）別表第一欄に定める試験科目について、高等学校において次の表の上欄に掲げる試験科目に相当する中欄に掲げる科目を修得した者（平成十五年四月一日から平成二十四年三月三十一日までに高等学校に入学した生徒（学校教育法施行規則第九十一条の規定により入学した生徒で平成十五年三月三十一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。次条において同じ。）に係る教育課程の科目を修得した者に限る。）に対しては、その願い出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。